

「学校体育指導要綱」(1947年)に関する歴史的考察

坂 入 明

(昭和55年9月30日受理)

A Historical Study of "Guide to Physical Education" (1947)

Akira SAKAIRI

(Received September 30, 1980)

はじめに

戦後35年、すでに戦争体験者は国民の少数部分となり、戦後生まれがその過半数を越したといわれている。そのような史的流れの中で、現在“戦争体験”は次第に風化され、教育界においても一方で、“戦後教育の初心”や“戦後教育への遺言”も同様に空洞化されつつある。

敗戦を境として、戦前の70数年に及ぶ国家主義教育、軍国主義教育の深刻な反省の下に、戦後のわが国の教育改革が断行されたことは周知のとおりである。この戦後の教育改革は非軍事化と民主化の基本路線に沿って、占領軍であるアメリカの助言、指導に基礎を置きながら、日本側においても改革のための積極的、主体的な努力が傾注されたのである。このような改革への努力の結果、戦後の民主的な新教育が誕生し、民主的教育の理念の下に数々の成果がうちたてられたのである。この戦後の教育改革について略言するならば、戦前・戦中にみられた教育勅語に基づく、封建的な天皇制イデオロギーを核とする、国家主義・軍国主義教育によるところの皇国民錬成すなわち臣民形成から、戦後の憲法、教育基本法制に基づく、平和と民主的社会的建設を求める民主的人間の形成を目的として、教育のさまざまなレベルや領域で行われた転換であったといえるのである。この点を体育に関していえば、戦前・戦中の皇国民錬成の国家主義、軍国主義体育(体操科、体錬科)から、戦後の平和的な国家社会の形成者としての心身ともに健康な民主的人格の形成をめざす民主体育(体育科)は、すなわち旧体育から新体育へ向って、その意味で180度の転換が為し遂げ

られたということができよう。

しかし、このように次第に形成されつつあった戦後の民主教育や新体育も、冷戦の顕在化の下でアメリカの占領政策の転換や、経験主義に基づくアメリカ流プラグマティズム教育批判等を主要な契機にしながら、戦後の教育・体育改革の過程で形成されてきた民主的教育価値が変容してきたことも歴史の示すとおりである²⁾。

さらにその後の所謂逆コース現象の流れの中で、戦後教育の民主的成果が次第に否定され、1971年6月の中央教育審議会の答申、「今後に於ける学校教育の総合的拡充整備のための基本施策について」にみられるように「第三の教育改革」を標榜して、正面から戦後教育改革の再改革の必要を迫る教育政策が展開されてきているのである。このように戦後教育改革が生み出した歴史的価値が一步一步崩壊されている今日、真に戦後教育・体育改革の中で獲得、形成された体育の民主的な教育価値を再評価し、今日的教育情況下にそれを正しく継承し、発展させることは、80年代のわれわれに与えられた大きな課題の一つであろうと思われる。

このような問題意識の下に本小論は、戦後ほぼ2年を経た1947年8月、それまでの戦後体育改革のための種々の検討、努力によって初めて型づくられた、いわば戦後学校体育の原点でもあり、学校体育の初めての指導要領ともいべき「学校体育指導要綱」をとりあげ、戦前の旧体育の典型を示す「国民学校体錬科教授要項」(1942年)との若干の比較、考察を試みることによって、その有する歴史的意味を究明しようとするものである。

1 新体育の模索

(1) 戦時体育の払拭

国家総動員体制を整えて、総力戦の下に太平洋戦争を推進してきた軍国主義国日本は、ポツダム宣言を受諾することによって、1945年8月15日無条件降伏でその戦いを終結したのである。その結果、周知のようにアメリカを中心とする連合国の占領管理下におかれ、宣言にしたがって日本の戦後改革が開始されることになるのである。この改革は戦時体制から戦後の民主主義体制へ向ってなされた、いわゆる「非軍事化」と「民主化」政策に象徴されるのである。そこでまず、日本から軍国主義と極端な国家主義を排除することから改革は着手されたのである。

このように、いずれにしてもアメリカの占領政策の性格に規定されながら⁶⁾、戦後の日本は政治、経済等社会体制全般にわたって、占領軍総司令部によって、戦時体制から戦後の民主体制へ向って、非軍事化・民主化の線で、軍国主義の撤廃から出発する以外になかったのである。このことは戦後の教育や体育の改革にとっても例外ではなかった。

1946年10月22日、総司令部から「日本教育制度ニ対スル管理政策」が出された。これは「軍国主義及ビ極端ナ国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及ビ教練ハ凡テ廃止スルコト」⁴⁾、「現行ノ教課目、教科書、教授指導書ソノ他ノ教材ハ出来得ル限り速カニ検討セラルベキデアリ、軍国主義的乃至端極ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト、教育アル平和的且ツ責任ヲ重ズル公民ノ養成ヲ目指ス新教科目、新教科書、教師用参考書、教授用材料ハ出来得ル限り速カニ準備セラレ現行ノモノト代ヘラルベキコト」⁵⁾等の禁止的内容を含んでおり、戦後初期の日本の教育改革に対するアメリカの基本方針を示した最初の指令と理解できるのである。

この指令に即して文部省は、10月6日に「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」、「武道ノ取扱ニ関スル件」の二つを通達した。特に前者は戦時中の体錬科に対して、戦後の「新事態ニ即応」するように改めるための暫定措置として、文部省から出された体育指導に関する最初の具体的指示であった。その中には武道(剣道、柔道、薙刀)、教練、軍事訓練的教材を中止し、代

わりに籠球、排球、野球等スポーツ教材を適切に加えることを述べている⁶⁾。これはいわば従来の体操中心から戦後のスポーツ教材への転換を示したものといえよう。方法面においても画一的指導を排除することや児童・生徒に適する教材を与えるなど児童中心の方針を打ち出している。

このような指令が出されても当時の教師にとって、旧体育から新体育への転換は容易なものではなかった。そこで文部省は12月26日、先の通達を一層徹底し、その主旨を再確認するために、「終戦ニ伴ウ学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」を出さなければならなかった。しかし、このような非軍事化のための再度の通達にもかかわらず、新体育への転換は困難であり、アメリカ軍の出先機関軍政部との教育現場での数々のトラブルも生じたのである⁷⁾。再び文部省は1946年6月28日、「秩序、行進、徒手体操実施ニ関スル件」を通達しなければならなかった。これは、従来の通達で「万全を期せられていると存じますが尚細部については種々疑問も生じ。そのため指導の上に積極性を欠いている⁸⁾」様子が教育現場に見られるので、特に秩序運動、行進、徒手体操の指導が画一的で命令的な軍国主義調にならないように事例を付して文部省が示したものである。

要するに、1945年10月22日から1946年6月にわたって出されたアメリカや日本の指令、通達は軍国主義と極端な国家主義要素を極力排除して、新しい民主的体育教育の確立のために、先の基本線に即して、引き続いて出された、暫定的一連の消極的通牒であったと考えることができるのである。これによって戦時中に体操、武道、教練を三本柱とする極めて軍事的要素の濃い学校教科目に統合された、体錬科の解体作業が着手されたのである。しかし、そこには戦後の民主体育への新しい方向を示唆する数々の積極的、建設的主張、例えばスポーツ教材の導入、指導法の改善、児童中心の考え方もすでに窺えるのである。これらはこれ以後の新体育形成の過程で次第に整理、組織だてられて、戦後の新体育の重要な要素となっていくのである。

(2) 新体育の模索

戦後の日本の教育改革に決定的ともいえる影響力を与えたものに「米国教育使節団報告書」がある。このことは戦後の体育改革においても全く同様である。そこで次第に高まる新体育形成の気運の中で、新体育の方向を決定する点からも見落すことのできないのは、戦後の新体

育に重大な影響を与えた第1次「米国教育使節団報告書」である。

1946年3月5日來日した、スタートを団長とする教育専門家27名からなる米国教育使節団は、日本の教育について調査、研究を行い、3月31日最高司令官マッカーサーに「平和国家への道」と題する「米国教育使節団報告書」を提出した。この報告書は戦前の軍国主義教育を鋭く批判し、教育の民主化のために、教育の原理、方法、制度等全般にわたる抜本的改革を体系的に示している。このような民主的、自由主義的な姿勢は、当然体育の改革に対しても示されており、戦後の体育改革に対する重要な指摘を含むものであった。

この報告書の保健体育の分野の責任者はアイオワ州立大学のマックロイ（C. H. MacCloy）であった⁹⁾。報告書は「保健教育と体育」の冒頭で、「保健教育と体育は、カリキュラム改革の重要なことを折よくまた都合よく例証するものである¹⁰⁾」と述べている。また、再び報告書の要旨にも「保健衛生教育および体育の計画は教育全体の基礎となるものである¹¹⁾」と断定し、日本の体育改革には非常な関心を示しているのである。これらの主張には戦前学校教育の中で戦争遂行のために重大な役割を演じた体錬科の民主化こそ、戦後教育改革の指標になるとアメリカが考えていたことが窺えるのではなかろうか。またそれは、学校で行われていた武道、軍事教練等の廃止により、発育途上にある「青少年は当然うくべき健康と体力と娯楽の機会をとりもどす¹²⁾」ことが可能になったからでもある。そこで、体育や健康の問題が注目されるようになってきたのである。しかし、報告書には戦前の体錬や体操科的性格の旧体育から脱皮し、保健教育、体育、レクリエーション（Health Education, Physical Education and Recreation）を含む新しい体育概念によって、民主的、科学的に体育を捕えなおし、学校教育の上に位置づけることの必要性を強くアメリカが訴えていることを読みとれるのである。

保健教育については、従来「生理も衛生も、実際にはほとんど教えていない¹³⁾」と批判し、戦前の衛生教育についての欠点を指摘しながら、新しい科学的方法による保健教育への改革を述べている。

体育については、従来体力、技術一辺倒の体操科的なものに対して、「身体を強壮にし、調整し、身体の技術を教授する外に、スポーツマンシップと協力との精神とが有する固有の価値¹⁴⁾」を十分認識すべきことを述べ

ている。また特に、学校教育の中に従来の体錬科教授要項に代わる民主的な教育課程を確立するために、体育の学習指導要領の作成を提案している。そのために実際に学習指導に携わる「教師からなる委員会で教師用参考書の起草を企図¹⁵⁾」することを提案している点に特に注目できるのである。なぜならこの教師用参考書の起草勧告こそ、「学校体育指導要綱」の作成にとって直接有力な契機になったからである。

この報告書の発表を待って¹⁶⁾、5月15日文部省は、教師のための新教育手引書として「新教育指針」第一分冊を出版したのである。この「新教育指針」には、文部省が戦後まもなく出した「新日本建設ノ教育方針」と比較してもわかるように、従来の国体護持路線も影を潜め、民主教育の具体的方向性や細かな方法論が述べられる等、戦後の教育改革論の進展を読みとることができる。

この指針は二部編成になっており、第一部の前編は「新日本建設の根本問題」、後編は「新日本教育の重点」をとりあげ、第二部は「新教育の方法」と題して民主教育の方法論を具体的に展開している。

体育に関しては第一部後編の第五章で「体育の改善¹⁷⁾」と題して11月15日に第三分冊として発行された。この中で、体育は平和国家、文化国家を建設する民主的人間にとって強壮な身体や健康は必要条件であるとの基本的考え方の下に展開されている。そのために従来「戦争を目あてとして行われた体育¹⁸⁾」から、先の通牒にしたがって武道や教練等を取り除き、そのかわりに「自主的な活動を通じて明朗な気分、協力と秩序を尊ぶ精神、公正な競争心、責任観念、忍耐力などを養う¹⁹⁾」上で効果の多いスポーツ教材の活用を積極的に勧めているのである²⁰⁾。また指導法についても従来軍国主義的な画一主義を排し、生徒の性格や発育、運動能力、栄養状態などを考え、個性に応じた指導や生徒の自主的活動を尊重すること等を主張している。そのために、「一斉指導の代りに個別指導、あるいは班別指導の形式をもってすること²¹⁾」を重視しているが、この点も新体育の特色の一つでもある。さらに楽しい体育の指導や課外体育や体育の生活化等の主張も見られる。このような新体育の実施のために、施設の整備と用具の工夫、教材の簡易化、全校生徒参加の各種スポーツの校内大会開催等を具体的に示している。一方、広い意味の体育には保健衛生教育が含まれるとして、従来はこの点に関する教育、特に公衆衛生が欠けていたことを指摘している点は先の使節団報告

書の主張と同様である。

以上のように「米国教育使節団報告書」や「体育の改善」の中にみられる体育や保健に関する数多くの主張は、どれも戦後学校体育改革の過程で新体育を形成していく上で、重要な要件となっていくのである。このような新体育模索の過程で戦後学校体育の新しい概念が方向づけられ、教育現場では空白と混乱の中から次第に新しい実践が試みられるようになっていくのである。戦後初期のこのような状況下にやがて新しい6・3制による学校教育の実施が1947年4月からと決定されるのである。このことは体育の新しい指導要領を必然的に要求し、そのためにこれまでの研究、努力の成果を踏まえて、戦後初めての体育の学習指導要領、すなわち「学校体育指導要綱」の作成のための準備がいよいよ直接に開始されることになるのである。

文部省も指導要領作成のために具体的に動き出し、1946年4月、「全国各地方の学校体育指導者の新しい体育の希望意見を各都道府県の体育担当地方事務官を通じて取りまとめ²²⁾」たのである。そして、6月3、4、5日「全国体育担当地方事務官会議」が文部省の主催で東京女子高等師範学校で開かれたのである。そこでの会議内容は文部大臣への答申にあるように、民主的な新体育の理念にはじまり、体育全般にわたっていたが、なかでも学校体育の民主化について文部省の方針が述べられた点に注目できるのである。また、この事務官会議でまとめられた「体育担当地方事務官の学校体育指導要目制定に関する改正意見²³⁾」は新要綱にとり入れられる学校体育の目的、内容、方法等に関する多くの重要な事柄、すなわち例えば体錬科から体育科へと名称変更のこと等が含まれており、指導要綱の成立にあたって特に注目し値するものがある²⁴⁾。このように「学校体育研究委員会」の設置以前から、体育担当地方事務官会議や文部省内で新指導要領作成の準備作業がかなり長期にわたって検討されていたことが理解できるのである。

そこでいよいよ指導要領の作成のために「学校体育研究委員会」が設置されることになるのである。この委員会は長谷川武一を委員長とする55名の体育と保健の両部門の専門家および国民学校から高等専門学校にわたる教師で組織され、委員は七つの部会に編成された。そしてこの委員会は9月20日の総会以来、40日にわたって総会4回、各部委員会40回という日程で集中審議を重ねたのである。そこでは指導要領の作成を中心として、今後のわ

が国学校体育の在り方すなわち刷新を要する根本的諸問題をはじめ実際教授上の内容に関する諸問題²⁵⁾」が討議されたのである。その際忘れてならない点は、この委員会にはコックス博士やノルビール少佐やホームズ女史等が参加したのである。このように委員会の活動に対して総司令部やC. I. Eを中心とするアメリカ側の影響があったことは窺えるのである²⁶⁾。

このようにして10月29日の総会で、学校体育の刷新改善に関する事項と学校体育指導上の具体的事項の二つからなる答申案を審議し、文部大臣に答申したのである²⁷⁾。この答申の後者が実際には指導要綱の原案となるのであるが、「学校体育指導要綱」と比較してみると内容や形式が非常に酷似していることが解かる。したがって戦後初めての体育の学習指導要領は、この時点ではほぼできあがったと考えることも可能である。ここから、「学校体育指導要綱」が実際に作成されるにあたって、この「学校体育研究委員会」の果たした役割は重要なものであり、且つ決定的であったと考えられるのである。

このような状況の下で、学校体育研究委員会の委員を中心とした新体育普及のための体育研究会や講習会が全国各地で開かれるようになった²⁸⁾。このようないわば戦前流の文部省主導型に対して、12月24日に「日本体育指導者連盟」が結成され、新体育の伝達や普及に大きな推進力となった点も忘れることはできないであろう²⁹⁾。一方、文部省もさらに努力を重ね1947年2月25日から全国体育担当地方事務官会議が、新年度から発足する6・3制の下で学校体育をどのように実施するかを検討するために開かれた。そしてこの会議で体育の指導要領案が初めて口頭ではあるが発表されたのである。本来ならば体育の指導要領として正式に発表される予定であったが総司令部との調整がなされてなかったために、とりあえず要領案として文部省体育課長より口頭で発表されたのである³⁰⁾。

このように新しく出される体育の指導書は指導要領として、作成過程で考えられて作業が進められてきたのである。そこであらかじめ伝達普及のための講習会等においてもそのように伝えられていたのであった。これは5月23日に出される学校教育法施行規則第25条により、教育課程、教育内容およびその取扱については、学習指導要領によると規定されたからでもある。しかしいずれにしてもこのような曲折を経て、戦後初めての体育の学習指導要領は、漸く敗戦後2年を経た、1947年8月20日に総司令部との関係があり要領ではなく、「学校体育指導

要綱」として体育局長より全国へ通達されたのである³¹⁾。同時にこのことは戦後の混乱の中から新体育の方向づけがなされ、戦後の学校体育の歴史に一時期が画されたことになるのである。

2 学校体育指導要綱とその特色

(1) 学校体育指導要綱の概要

学校体育指導要綱は全体で20ページ余りの小冊子であり、その中で1、体育の目的 2、体育の目標 3、発育発達の特質と教材 4、指導方針 5、体育の考査と測定の5項目から編成されている。以下項目にしたがってその概要の把握を試みてみよう。

1、体育の目的

「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする³²⁾」と学校教育における新体育の目的を体育(運動)と健康教育(衛生)の二面から述べている。ここには米国教育使節団報告書や教育基本法に示された、民主的人間の形成という教育目的に即して、教育の一領域としての新しい体育の理念を定義したといえるのである。

2、体育の目標

先の体育の目的を一層明快にするために、目的から導き出された目標を、(1) 身体の健全な発達、(2) 精神の健全な発達、(3) 社会的性格の育成と三つの柱を立てて整理し、さらにそれぞれを具体的に(1)では正常な発育と発達、循環呼吸等諸機能の向上、機敏、器用、リズム、力と持久力、姿勢、健康生活、疾病や身体的欠陥の除去等、(2)では勝敗に対する正しい態度、健康の知識、意志力、判断力、指導力、レクリエーションとしてのスポーツの正しい認識等、(3)では明朗、同情、他人の権利の尊重、礼儀、フェアプレー、団体の福祉や公衆衛生に対する協力、社会的責任を果す能力等をあげている。これらは三つの観点から分析的に整理されたものであり、分類や表現に重複や混乱も多少みられ問題点はあるが、従来の体錬科教授要項の方針と比較すると、新体育でもとめる人間像が一層幅広くなり、全人形成としての民主的人格の影響がここにも出ていることが理解できるのである。特に、社会的性格の重視にその点が明確に読みとれるのである。

3、発育発達の特質と教材

ここでは児童中心主義の考え方をとる新体育の特色から、児童・生徒の心身発達に適合した教材を与えるという見地が尊重された教材(運動と衛生)配列が示されている。ここにみられる発育発達の段階区分は、

小学校学校低学年(約7年—9年)

小学校高学年(約10年—12年)

中学校(約13年—15年)

高等学校(約19年—22年)

大学(約19年—22年)

と5段階でほぼ年齢別に学校区分で示されているのである。そしてその段階の身体的特徴と精神的特徴を述べながら、適当な教材(運動と衛生)がカリキュラム化されているのである。

教材については先の米国教育使節団報告書にもみられた、健康教育が衛生としてかなりのスペースを割いて表わされている点が、特に体錬科教授要項の衛生と比較した時明らかに理解できる。同様に、スポーツ教材が数多くとりあげられている点も特徴的である。このことは一方から言えば体操の教材の大幅な減少ということがいえるのである。例えばそれを小学校の低学年についてみると、大きく体操と遊戯の二つに分けられ、前者が徒手と器械、後者が遊戯、球技、水泳、ダンスとなっている。衛生は身体の清潔、衣食住の衛生、休養・睡眠、皮膚の摩擦、姿勢、身体の測定、病気の予防、傷害防止などがあげられている。高学年でもほぼ同じような傾向であると見てよいであろう。

中学校、高等学校、大学においても基本的に同じ考え方に立って、運動では体操、スポーツ、ダンスに加えて体育理論が共通して加えられている。衛生では次第に社会生活の衛生、精神衛生が加味されている点が目立ったところといえる。

4、指導方針

この項はさらに計画と指導、衛生、体育思想、組織と管理、施設と用具、試合の六つの観点から具体的でかなり細かな点にわたって新体育の指導方法が述べられているといつてよい。ここを先の大谷委員長の言う民主化と科学化の観点³³⁾から要約するならば、前者として児童・生徒の個性を重んじて自主的活動の尊重、体育の機会均等と女子体育の重視、スポーツの教育性と社会性の重視、課外体育や校内競技会への参加によるスポーツマンシップの強調等があげられる。後者として科学的な衛生教育に基づく生活の合理化、児童・生徒の心身の発育発達

測定に基づいた指導等があげられる。

この他にも指導の展開や学習形態等多くの新体育の特徴ある指導方針が述べられていることに目がつくのである。

5. 体育の考査と測定

これは体育の指導計画や実際の指導段階で学習者の現状や進歩の度合を客観的に把握し、より効果的な教育活動を行なうために、身体に関する計測、診断、統計等の科学的観察を実施するものである。そこで考査・測定の目的を次のようにあげている。

学徒の現状判断、組分け、知識の検査、進歩の測定、指導計画改善への科学的資料、体育についての資料づくり等のために考査や測定をすと³⁴⁾、

以上学校体育指導要綱の概要を大急ぎで整理してみたのであるが、ここには戦後学校体育改革の検討努力の成果が残さず盛込まれていると考えることができるのである。

(2) 学校体育指導要綱の特色

前節において学校体育指導要綱の概要把握を試みたのであるが、今度はそこに見られた新体育と戦前の旧体育の典型を示す体錬科教授要項との比較を通して指導要綱の有する特徴をとらえてみよう。

1. 学校体育指導要綱の性格

わが国の学校体育史、とりわけ体操教授要目の歴史をながめた時、1913年の「学校体操教授要目」以来、学校体育教育の実践は要目・要項に規定されながら進められてきたのである。特に、戦前の中央集権的な勅令主義の教育行政下にあつて、体操教授要目が基準的性格や強力な拘束性を有したことは否めない事実である。だからこそ、戦後の体錬科教授要項の禁止的措置や学校体育指導要綱の初期の時代に、拘束性に慣れ切った教師の主体性欠如から、混乱や当惑的空白が存在したのである³⁵⁾。このように戦前の教授要目の絶対的拘束性と比較する時、なによりも注目されるのは学校体育指導要綱に見られる、教師の自主性や創造性を尊重する民主的、自由主義的な教育姿勢である。

この点は指導要綱の手びきにある次のような主張に端的に示されている。すなわち、「本『指導要綱』は、……指導者のよるべき基本的指針として……でき上がったものである。各学校体育指導者は、本書に基づいてその地方、その学校の実情に応じた適切な指導計画の作成と運営にあたられるとともに、更に研究と経験とによって指導書

の改善、進歩に協力されるよう希望する³⁶⁾」と述べている。このことはまた、指導要綱の作成段階で指導的役割を果たした先の学校体育研究委員会の委員長大谷武一の「教材に基本的最少限度の要求を示して、指導者の創意工夫を重んずることにした、……あとは、指導者の個性を尊重し、各自の能力を十分に発揮できるよう。指導者に対して、創意工夫の余地を大幅に残した³⁷⁾」との発言からも窺えるのである。

このように教育の自由を大幅にみとめ、教育における教師の主体性尊重の素直な表現は、戦後初期の教育改革の成果がもたらしたものであり、教育基本法の本質にも合致するものであった。これはまた当時の学習指導要領一般ともその姿勢を同じくするものであり、なによりも米国教育使節団報告書に示された「教師から成る委員会で新教師用の参考書の起草を³⁸⁾」という勧告に基づいて、指導要綱が作成されたことと関連しているのである。

この姿勢は当時の文部省内での指導要領に対する見解でもあった³⁹⁾。いずれにしてもその後の教育行政やとりわけ学習指導要領が次第に手びき、参考(試案)から基準(告示)へと法的拘束力を強めながら、画一的な教育内容統制を強化している現実を考える時、この指導要綱の有する意味は大きいものがある。

また、この要綱の持つ自由な姿勢はその後の体育のカリキュラム研究を大いに促進させ、1953年指導要領を中心とする「生活体育」論の一時期を画した契機的役割を果たしたことも記されてよいことではなからうか。

2. 学校体育指導要綱の新しい体育理念

戦後初期の体育改革の中で、先に述べたようにアメリカや文部省からの禁止的措置を中心とした軍国主義体育の払拭の段階から、米国教育使節団報告書や新教育指針等によって次第に新体育が方向づけられ、それらを集大成して新体育の原型として学校体育指導要綱が成立したことは前に述べたとおりである。

そこで、ここではそのようにして成立した学校体育指導要綱と戦前の旧体育の精華ともいえるべき、1941年の国民学校令に基づく体錬(体錬科教授要項)との若干の比較を試みながら、要綱の特色を明確にしてみよう。

戦前、学校体育の中で従来体操科といわれてきた教科目名は、国家主義・軍国主義教育の次第な昂揚とともに、さきに教育審議会がつくりあげた「国民学校ニ関スル要綱」にしたがって、1941年の国民学校令に基づいて、体錬科と教科目名の変更がなされたのである。この体錬科

はその中味も一層軍事的要素が加味され、体操、武道、教練の三つを柱として再構成され、皇国民として瀟達で剛健な心身と献身奉公の実践力を培うことが要求されるようになったのである。このように戦前の学校体育は、戦争遂行の一助となる有力な教科として、皇国民の錬磨育成の観点から次第に重要視されてきたのである。そこで体錬科は、「身体ヲ鍛練シ錬磨シテ瀟達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培ヒ皇国民トシテ必要ナル基礎的能力⁴⁰⁾」を養成することを第一目的としたのである。

しかし、戦後は平和的な国家社会の形成者として健康な国民の育成のための体育教育にその基礎を置くようになり、学校体育の目的も大きく転換されたのである。そこで戦後の新しい学校体育の基礎として、1947年8月20日に出された「学校体育指導要綱」では、「国民の一人一人が健康で有能な身体と、善良な公民としての社会的、道徳的性格を育成する⁴¹⁾」ために、教科目名も体錬科から体育科と改称されたのである。その目的とするところも先に引用したように「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とす⁴²⁾」と規定されるようになったのである。

ここにいう人間性の発展は、なによりも民主的人間の形成をめざした教育基本法の「人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」が学習指導要領一般を通じて、教育の一領域としての体育が、人間形成という教育目的達成のために寄与し、貢献することをめざしているのが明確に読みとれるのである。このような観点からも『『身体教育』(of physical) から、『身体活動を通しての教育』(through physical activity) への転換⁴³⁾があるといえるのである。

むすび

以上考察してきたように「学校体育指導要綱」（1947年）は、戦後の体育改革の種々の検討、努力の過程で、非軍事化と民主化という初期の基本路線の展開のなかで生まれたものであった。そこから当然「学校体育指導要綱」は「米教育使節団報告書」や「新教育指針」にみられた斬新な民主体育の確立へ向かおうとするものであり、以前の軍国主義体育としての体錬科とは180度の転

換した性格のものであったといえる。その意味からも教育基本法を生み出した、戦後の民主的教育改革と共通の基盤に位置していたものであったと理解することができるのである。

このような「学校体育指導要綱」にこめられた戦後初期の民主的な体育と、戦前の旧体育の典型である「体錬科教授要目」と比較するとその有する特徴が一層鮮明になってくるのである。まずその有する性格が、わが国の体操教授要目や指導要領史上かつてみられない、まさに試案として、また手引きとして、教師の自主性や創造性を尊重する民主的、自由主義的な教育姿勢を持っていた点である。次にその目的とする「人間性の発展」は、教育基本法に示された民主的な人格の形成を志向するものであり、心身の健全な発達と社会性の育成をめざしたものであったことである。これは戦前と比較すると、体錬科の「皇国民の錬成のための体育」から「民主的人間の形成のための体育」へ向って180度の方向転換を示していることが理解できるのである。目的や体育の意味するものの転換は、当然学習内容として従来体操中心のものから遊戯やスポーツ教材中心に切りかわり、そこから指導方法においても戦前の教師中心の教授から児童中心の学習へと転換したのである。また同時にそこから学習形態も一斉指導から個別的、班別的指導が重視されるようになってきたことも特色の一つである。

無論、「学校体育指導要綱」は戦後初期に作成され、まさに指導要領にはなりえなかったものであり、その意味では2年後の49年まで待たなければならないし、戦後の新体育は1950年代の学習指導要領改訂期を中心に所謂生活体育としての一時期がやがて到来するのである。こまかな点では体錬科的遺物がぬぐいされない面もいくつか見られるのであるが、その点の十分な究明は稿を改めてする予定である。

注

- 1) 教育刷新委員会、第一特別委員会での務合理作の発言や公民教育刷新委員会に対する勝田守一の評価、「戦後における社会科の出発」（勝田守一著作集「戦後教育と社会科」所収 国土社 1972年、pp. 19—20）
- 2) 船山謙次「戦後日本教育論争史」、東洋館出版社、1958年10月
柳久雄・川公章編「現代日本の教育思想」戦後編、黎明書房、1963年7月

- 城丸章夫他共編「戦後民主体育の展開」理論編，新評論，1975年10月
- 3) このことはその後の歴史の示すとうり，「アメリカ合衆国の初期の対日占領政策」にある，アメリカの究極占領目的が実質的に貫徹され，来るべき冷戦時代への布石としての深謀な政策であったことは教育・体育改革を評価する上でも銘記すべきことである．井上清「第2次大戦後の日本と世界」（岩波講座「日本歴史21現代4」）所収，1968年3月，pp. 199—200
- 4) 文部省「終戦教育事務処理提要」第一輯，1945年11月，p. 27
- 5) 同上書，pp. 28—29
- 6) 同上書，pp. 200—203
- 7) 岩崎達三「小学校体育10年の実践」(「体育の科学」)所収，p. 49) 1960年1月
- 8) 「近代日本教育制度史料」，講談社，第25巻，1964年，p. 549
- 9) 今村嘉雄「近世日本体育概史」，日本体育社，1953年，p. 126
- 10) 伊ヶ崎暁生他編「戦後教育の原典2・米国教育使節団報告書」，現代史出版社，1975年，p. 87
- 11) 同上書，p. 115
- 12) 13) 同上書，p. 87
- 14) 15) 同上書，p. 88
- 16) 前掲，「戦後教育の原典1・新教育指針」，pp. 18—9 にこの点が詳しい。
- 17) もともと第一分冊の目次には「体力の増進」となっていた．前川峯雄編「戦後学校体育の研究」，不昧堂，1973年，p. 45参照。
- 18) 19) 前掲，原典I，p. 107
- 20) 「例えば籠球，排球，蹴球，ラグビー蹴球，野球，庭球，ボートなどその他適当なものを適宜実施せしめるがよい．なお短距離，長距離，走巾跳，棒高跳，砲丸投，円盤投，槍投などのいわゆる陸上競技，鉄棒，平行棒，吊輪，鞍馬等の器械体操，スキー，スケートなどの種目も適宜とりいれてよいであろう」と述べている．前掲「新教育指針」，p. 107
- 21) 同上書，p. 108
- 22) 文部省体育課長「学校体育指導要綱について」(「新体育」)所収，p. 1) 1947年6・7月
- 23) 戦後教育資料Ⅱ—12，「体育担当地方事務官の学校体育教授要目制定に関する改正意見」，国立教育研究所所蔵
- 24) 同資料，「其の他の要望事項」
- 25) 戦後教育資料Ⅱ—15，「学校体育研究委員会第一回総会に於ける文部次官挨拶」
- 26) 「体育展望」(「新体育」)所収，p. 24)，1946年11月や例えば委員会の第一回総会で C. I. E から委員会 の運営について，FUNDAMENTALS OF A DEMOCRATIC ELECTION (民主的選挙の原則)，FUNDAMENTALS OF DEMOCRATIC DECISION (民主的決定の原則) という二葉の文書が配付されたことなどからもこのことは窺える．(前掲，戦後教育資料Ⅱ—15)
- 27) 1. 学校体育の刷新改善に関する事項
第1 大学に於ける体育の取扱いに関する事項
第2 体育指導者養成機関に関する事項
第3 体育指導者の再教育に関する事項
第4 体育研究機関に関する事項
第5 選手制度及びシーズン制に関する事項
第6 試合に関する事項
第7 体育施設及び用具に関する事項
第8 体育に食糧及び勤労との関係に関する事項
2. 学校体育指導上の具体的事項
第1 体育要綱作成上の方針
第2 国民学校体育要綱案
第3 中等学校(男子)(案)
第4 // (女子)(//)
第5 高等専門学校(男子)(案)
第6 // (女子)(//)
第7 参考資料
学校体育研究同好会編「学校体育関係法令並びに通牒集」，体育評論社，1947年，pp. 221—222
- 28) 11月8日—25日「体育研究会」(「新体育」)p. 29) 1946年12月
11月18日—25日「民主的体育指導者講習会」(「新体育」)p. 25) 1946年12月
12月20日—24日「体育大講習会」(「新体育」)p. 25) 1946年10・11月
- 29) 丹下保夫「戦後十年の体育指導」(「学校体育」)所収，p. 30) 1955年5月
- 30) 「体育担当地方事務官会議記録」(「新体育」)所収 p. 46) 1947年5月

「学校体育指導要綱」（1947年）に関する歴史的考察

- 31) この点に関して、アメリカ流のコース・オブ・スタディーに対する関係者の理解不足から「内容が簡単すぎる等のため」（竹之下休蔵「体育50年」、時事通信社、p. 218, 1950年）や「占領軍当局側での体育担当官からさらに教育部門の上級担当官に、最終的に原案が示された段階で、このようなものは指導要領ではないという決定がなされたのではないか」（江橋慎四郎「占領下初期における体育行政」（『体育の科学』所収、p. 763, 1976年10月）との推測がある。
- 32) 文部省「学校体育指導要綱」、p. 2, 1947年
- 33) 大谷武一「学校体育指導要綱解説Ⅰ 総説編」、目黒書店、1947年、pp. 1—5
- 34) 前掲、指導要綱、p. 21
- 35) 佐々木吉蔵「徒手体操と号令」（『体育の科学』所収、p. 281）1976年10月
- 36) 前掲、指導要綱、p. 1
- 37) 前掲、大谷武一、解説 p. 3
- 38) 前掲、伊ヶ崎暁生他編「戦後教育の原典2」p. 88
- 39) 文部省体育課長の「この指導要領は決して指導者を拘束するものではなく、その創意工夫によって立派な指導計画と運営をすすめるための指針なのでありますから、その点からも指導者の責任の重いことを強調できる」との発言にみられる。「学校体育指導要綱に就て」（『新体育』所収、p. 2）1947年6・7月
- 40) 文部省「国民学校体錬科教授要項並ニ国民学校体錬科教授要項実施細目」、p. 1, 1942年
- 41) 前掲、学校体育指導要綱、p. 1
- 42) 前掲、指導要綱、p. 2
- 43) 前川峯雄編「戦後学校体育の研究」、不味堂、1973年、p. 68